

第18回総合福祉部会

日 時：2011年8月31日（火）13：00～18：20

会 場：厚生労働省低層棟・講堂

会議情報・資料・動画配信について（厚生労働省HPのリンク）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

1. 主な内容

障害者総合福祉法（仮称）骨格提言・素案（修正・最終版）に関する審議

情報・コミュニケーション保障関連

I－1 法の理念・目的・範囲

【表題】地域で自立した生活を営む基本的権利

「3. 障害者は自ら選択する言語（手話など非音声言語を含む）及びコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営む権利を有し、そのための情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障される。」

→ 言語及び非音声言語以外の手段でコミュニケーションをとる障害者にも情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障されるような文言への修正意見があった。（具体的には手話のように「文字盤」の追記をお願いする内容）

原案では行政関係者が見た時に「手話」以外の手段を配慮してくれない心配があるとのこと。

代案として

・障害者基本法総則の文言「一三. 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

を持ってくる意見も出されたが、

・「手話などの非音声言語を含む」の部分は障害者基本法に基づいた表記となっている点、
・障害者権利条約により、点字、文字盤などは「言語」ではなくコミュニケーション手段である点

・障害者権利条約により、「意思疎通」より「コミュニケーション」の法が意味合いが広いなどをふまえ、原案のままとする意見が大勢を占めた。

最終的には「自ら選択する言語及びコミュニケーション手段を使用して…権利が保障される旨の規定」がより明確になるよう、編集・修正することになった。

※その他、いくつか修正意見が出され、用修正箇所は最終三役一任で修正されることになった。その前提で骨格提言案は部会の合意を得た。

3. 今後の予定

- ・骨格提言は修正次第、部委員に報告されるとともに
9月26日（月）障がい者制度改革推進会議で報告される。
- ・東室長より、今後フォローアップ会議を開きたいとする説明があった。但し開催には厚生労働省との調整が必要。

4. 西滝構成員所感

1年4カ月全18回、55人の構成員による障害者権利保障の壮志に燃えた部会はひとまず幕を下ろすことになりました。全日本ろうあ連盟の福祉政策プロジェクトチームや関係者が意見提出のために積極的にフォローしていただいたおかげで心強く休まず毎回出席することができました。

今後の法案作成作業は厚労省に移ります。部会でまとめた意見が全面的に尊重された総合福祉法に実を結ぶよう今後とも注視していきます。

部会では佐藤部会長・尾上。茨木副会長や地域生活グループの森座長・竹端副座長や構成員の皆さまに大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます。